

奨学金制度の充実を求める意見書

我が国は、憲法や教育基本法の理念に基づき、独立行政法人日本学生支援機構を設置し、学生を支援するべく奨学金事業を遂行している。現在、18歳人口の過半数が大学に進学しており、その大学進学者の約半数が同機構の奨学金制度を利用しているのが実態である。

同機構の大学生を対象とする奨学金制度は、奨学金本来の姿である給付型ではなく貸与型である。貸与型であるがゆえに奨学金を利用した学生は大学卒業後、当然、その返還をしなければならないのであるが、現在、その返還を滞納する者の人数が相当数に及ぶことは同機構や文部科学省の統計から明らかである。このような状況に対し、同機構は、滞納者の信用情報に延滞情報を登録するなどして対応しているが、ブラックリストへの登録は、卒業生のその後の人生に重大な影響を与えるものである。

平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略では、若者の活動推進として、「若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する」とされている。

よって国においては、現在返還に苦しむ若者等の支援制度を拡充するとともに、誰もが安心して高等教育を受けられる環境を整えるべく、現行の奨学金制度を見直し、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 条件付き給付型の奨学金制度を創設すること。
2. 貸与型の奨学金については、全てを無利息とすること。
3. 利息廃止までの間は、返還金は元金・利息・延滞金の順で充当等すること。
4. 返済期限の猶予について現行の期間制限を廃止すること。
5. 所得に応じて無理のない金額を一定期間返還することで、残額が免除される制度を新設すること。
6. 貸与型奨学金の個人保証制度を廃止すること。
7. 滞納者の信用情報登録を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿

静岡県藤枝市議会